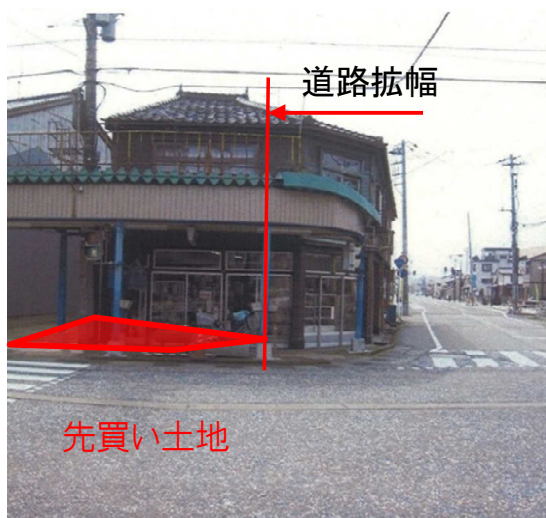


- 根拠条項: 公拡法第9条第1項第4号イ (都市再生特別措置法第46条第2項第2号イ)
- 先行取得者及び処分先: 氷見市土地開発公社 (富山県) → 氷見市

経緯

- ・ 県が実施する道路事業の代替地として、土地開発公社が取得
- ・ 道路事業の代替地としての利用に供される見込みがなくなったため、未利用地有効活用検討委員会に諮り、ポケットパークの一部として利用することを決定
- ・ 市が土地開発公社から買取り、都市再生整備計画の事業に位置付けて、ポケットパークとして整備



[従前写真]



※当該地は道路事業の買収後の残地で、先買いする際は、更地であった。



[現況写真]